



閣 副 第 2 6 7 号
府 地 事 第 2 4 0 号
3 0 文 科 高 第 1 9 2 号
平 成 3 0 年 6 月 1 日

各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各都道府県教育委員会教育長
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長
厚生労働省社会・援護局長及び医政局長

殿

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官

唐 澤

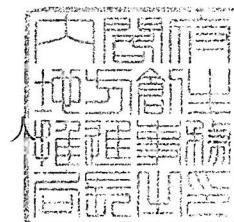


剛

(印影印刷)

内閣府 地方創生推進事務局長

河 村 正

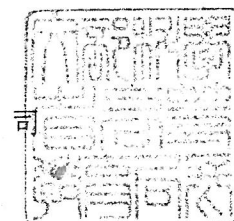


人

(印影印刷)

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長

義 本 博



司

(印影印刷)

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の
修学及び就業の促進に関する法律の施行等について (通知)

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号。以下「法律」という。）」は、本年6月1日に公布され、一部の規定を除き、同日に施行されました。法律の概要及び留意事項は下記のとおりです。

また、本日、法律に基づき「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令」（平成三十年政令第百七十七号）及び「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則」（平成三十年内閣府令第二十六号）が公布され、いずれも本日から施行され、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針」が定められました。

各都道府県におかれては、この旨を貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）及び所轄の専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。また、都道府県教育委員会におかれては、この旨を所管する専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学及び厚生労働省におかれては、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、関係資料と併せて内閣府及び文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

また、法律の規定のうち、附則第一条第一号において、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされている特定地域内学部収容定員の抑制等に関する規定の整備については追ってこれを行い、別途通知する予定ですので予め御承知おき願います。

記

第一 法律の概要

(1) 目的

この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とすること。（第一条関係）

(2) 基本理念

- 一 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並

びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、行われなければならないものとする。

二 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、まち・ひと・しごと創生法の基本理念に基づき行われなければならないものとする。（第二条関係）

(3) 国及び地方公共団体の責務等

一 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

二 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に地域における若者の修学及び就業を促進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

三 国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならないものとする。（第三条関係）

(4) 基本指針

一 内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとする。

二 基本指針においては、地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項並びに地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項等について定めるものとする。

三 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議するものとする。

四 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

五 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を

変更するものとする。 (第四条関係)

(5) 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定等

- 一 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生法に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業又は同法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業（四において「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。）であって地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。
- 二 計画には、計画の区域及び目標、地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容、関係者相互間の連携及び協力に関する事項並びに計画期間等について定めるものとする。
- 三 二の区域は、大学の学部（短期大学の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（以下「特定地域」という。）外に定めなければならないものとする。
- 四 計画には、二に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であって当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校又は専門学校（専修学校であって、専門課程を置くもの。以下同じ。）が地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業に関する事項を記載することができるものとする。
- 五 地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。
- 六 内閣総理大臣は、一の認定の申請があった場合において、計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 1 基本指針に適合するものであること。
 - 2 当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 3 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 七 内閣総理大臣は、六の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないも

のとする事。

八 内閣総理大臣は、六の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならないものとする事。

九 地方公共団体は、八の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る計画を公表するよう努めなければならないものとする事。

十 地方公共団体は、六の認定を受けた計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとする事。

十一 内閣総理大臣は、六の認定を受けた計画（十の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が六のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする事。（第五条、第六条及び第九条関係）

(6) 報告の徴収及び措置要求

一 内閣総理大臣は、認定計画の適正な実施を確保するために必要と認めるときは、（5）の六の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができるとともに、認定計画が適正に実施されていないと認めるときは、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができるものとする事。

二 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めるとともに、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性への配慮がされていないと認めるときは、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができるものとする事。（第七条及び第八条関係）

(7) 地域における大学振興・若者雇用創出推進会議

一 地方公共団体は、計画の案を作成し、及び認定計画の実施に関し必要な事項その他地域における大学振興・若者雇用創出の推進に関し必要な事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施し、又は実施すると見込まれる大学及び事業者若しくは事業者が組織する団体と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下「会議」という。）を組織することができるものとする事。

二 一により会議を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、会議に、高等専門学校又は専門学校その他当該地方公共団体が必要と認める者を構成員として加えることができるものとする事。

三 会議において協議が調った事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

四 一から三までのもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。（第十条関係）

(8) 交付金の交付

国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする。（第十一条関係）

(9) 関連する施策との連携

国は、地域における大学振興・若者雇用創出に関する施策の推進に当たっては、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、大学における地域の特性を生かした教育研究の推進及び当該教育研究の成果を活用した地域の活力の向上に資する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。（第十二条関係）

(10) 特定地域内学部収容定員の抑制等

大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を増加させてはならないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこととしたこと。（第十三条関係）

- 1 特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等専門学校学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（2において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員

の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

- 2 1に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- 3 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令で定める場合

(11) 勧告及び命令

- 一 文部科学大臣は、大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る。）の設置者又は大学を設置しようとする者（以下「公私立大学設置者等」という。）が(10)に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができるものとする。
- 二 文部科学大臣は、一の勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができるものとする。
- 三 文部科学大臣は、一の勧告又は二の命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。（第十四条関係）

(12) 地域における若者の雇用機会の創出等

国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。（第十五条関係）

(13) 附則

- 一 施行期日

この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行するものとする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとする。

- 1 (10)及び(11)並びに二及び三(2に係る部分を除く。) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 2 三(2に係る部分に限る。)及び四の1 平成三十一年四月一日(附則第一条関係)

二 失効

(10)及び(11)は、平成四十年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。(附則第二条関係)

三 経過措置

(10)は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないものとする。

- 1 平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事項について、学校教育法の規定による文部科学大臣の認可(以下「認可」という。)を受けた場合
- 2 平成三十六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学若しくは専門職短期大学又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの(以下「専門職大学等」という。)の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合
- 3 一の1の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について、政令で定めるところにより、文部科学大臣への届出を行った場合
- 4 一の1の施行の際現に特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度の準備が行われている場合(附則第三条関係)

四 検討

- 1 政府は、平成三十六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、平成四十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(附則第五条関係)

五 内閣府設置法の一部を改正し、所掌事務を追加すること。(附則第六条関係)

六 その他所要の規定の整理を行うこと。(附則第七条関係)

第二 政令の概要

- (1) 法律第五条第三項の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とすること。(本文関係)
- (2) この政令は、公布の日から施行すること。(附則関係)

第三 留意事項

- (1) 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画及び交付金の交付の詳細については、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令(別添3)、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則(別添4)、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針(別添5)、地方大学・地域産業創生交付金制度要綱(別添6)及び地方大学・地域産業創生交付金交付要綱(別添7)も併せて御確認ください。
- (2) 特定地域内学部収容定員の抑制等については、学部の設置等の学校教育法に基づく文部科学大臣の認可事項はもとより、大学の収容定員に係る学則の変更であって当該収容定員の総数の増加を伴わないもの等の学校教育法に基づく届出事項及び校地校舎等に関する権利の取得若しくは処分又は変更を伴わない学部又は学科の所在地の移転等の現在届出事項ではない事項による特定地域内学部収容定員の増加も対象となりますので、御留意ください。また、特定地域内学部収容定員の抑制等については、平成三十二年度の大学又は短期大学の設置等の文部科学大臣への認可申請が予定されている本年10月までを目途に、法律の附則第一条第一号の規定に基づき、政令により、施行日、特定地域内学部収容定員の算定方法、経過措置の詳細、届出に必要な様式等を別途定める予定です。
なお、平成三十一年度の大学又は短期大学の設置については、平成二十九年文部科学省告示第百二十七号(別添8)が定められており、平成三十一年度の大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増については、平成三十年文部科学省告示第二十五号(別添9)が定められておりますので御留意ください。

【問い合わせ先】

○法律全般に関するもの

内閣府地方創生推進事務局 佐藤、足立

TEL : 03-6257-1405

○地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画及び交付金の交付に関するもの

内閣府地方創生推進事務局 鈴木、宍戸

TEL : 03-6257-1421

○特定地域内学部収容定員の抑制等に関するもの

内閣府地方創生推進事務局 根橋、佐藤

TEL : 03-6257-1405

文部科学省高等教育局高等教育企画課 竹中、片境

TEL : 03-6734-3332

○若者の雇用機会の創出等に関するもの

内閣府地方創生推進事務局 鶴野

TEL : 03-6257-1414